

# 平成28年度 銚子市職員（任期付短時間勤務職員）採用試験案内

## 1 任期付短時間勤務職員

「任期付短時間勤務職員」とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めて採用され、1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べて短い職員をいいます。銚子市の任期付短時間勤務職員は、任期は3年で1週間当たりの勤務時間は31時間以内になります。なお、採用は平成29年4月1日の予定です。

## 2 試験職種・採用予定人数・受験資格

職 種	人 数	受 験 資 格
社会福祉士	2名程度	昭和29年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方又は平成29年春季までに資格取得見込みの方。

## 3 職務内容

福祉事務所又は社会福祉施設等で相談、指導の業務等に従事します。

## 4 受付期間

平成28年12月5日（月）から平成28年12月26日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

## 5 試験の方法

試 験 区 分	試 験 内 容
社会福祉士	第1次試験 書類選考 第2次試験 面接（平成29年2月中旬から下旬の予定） 詳細については書類選考のうえ、第1次試験合格者に通知します。

※勤務時間や給与など詳細は銚子市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.choshi.chiba.jp/sisei/shokuin/H28ninkitsukitanjikan-bosyu.html>

## 6 問い合わせ先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所 総務市民部総務課 人事研修班

電話番号 0479-24-8928（直通）

※お問い合わせの時間は、午前8時30分から午後5時15分まででお願いします。